

電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準  
(平成 17 年 3 月 29 日経済産業省・環境省告示第 2 号) (以下「電磁保存告示」という。)  
の運用について (周知)

令和 3 年 12 月  
経済産業省  
高圧ガス保安室

平素より高圧ガス保安行政にご協力賜り感謝申し上げます。

一般社団法人日本経済団体連合会 (以下「経団連」という。) の 2021 年度規制改革要望 (令和 3 年 9 月 14 日) 「No. 34. 高圧ガス設備・冷凍設備の保安検査・定期自主検査等における基準類・帳票類の電子化」において、定期自主検査等の検査記録等を電磁的な方法により保存する場合の基準を定めた基準「電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準」(平成 17 年 3 月 29 日経済産業省・環境省告示第二号。以下「電磁保存告示」という。) 別表第 1 を満たしても、データの消失や第三者による点検内容の改ざん等を理由に紙媒体での記録を指定保安検査機関から推奨されているとの指摘を受けました。

高圧ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号。以下「高圧法」という。) 第 35 条の 2 では、定期に保安のための自主検査を行い、その検査記録の作成及び保存を義務づけておりますが、定期自主検査記録の作成・保存については、電磁保存告示別表第 1 に掲げる基準を確保していれば、電磁的な方法によることが可能とされており、同基準で掲げられたログ・アクセス・バックアップ・セキュリティ対策等を遵守することで、必ずしも電磁的保存によるデータ消失や改ざん等の懸念は生じないと考えております。

これらの点について改めてご認識の上、電磁保存告示の別表第 1 に掲げる基準を確保していれば、デジタル技術を活用した効率的な定期自主検査等の検査記録等の保存については、支障がないことをご理解いただき、適切に運用いただきますよう、よろしく願いいたします。

(参考 1)

一般社団法人日本経済団体連合会 2021 年度規制改革要望 (令和 3 年 9 月 14 日)

No. 34. 高圧ガス設備・冷凍設備の保安検査・定期自主検査等における基準類・帳票類の電子化

[https://www.keidanren.or.jp/policy/2021/078\\_honbun.html#n34](https://www.keidanren.or.jp/policy/2021/078_honbun.html#n34)

(参考 2)

電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準

(平成 17 年 3 月 19 日経済産業省・環境省告示第 2 号)

<https://www.env.go.jp/hourei/02/000019.html>